

石綿の事前調査を行う者の講習制度等

1 技術的観点から検討を行う事項等

(1) 前回提示した論点

(第2回会合における対策の見直しに関する論点案)

石綿含有建材を使用する建築物の解体等が今後にも増加することも念頭に、適切な能力を有する事前調査者が着実に育成・確保されるよう、事前調査者の具体的な要件等を明確にするとともに、能力修得のための講習制度等を整備することが必要ではないか。

(2) これまでの委員御意見

- 戸建ての事前調査については、それほど難しいものではなく、石綿作業主任者プラスアルファの知識などがあれば対応可能ではないか。【7/31WG】
- 仮に戸建ては別だとしても、ビルにおける石綿含有建材は多岐にわたっており、隠れたところに使われていることがある。ビルはリフォームも多い。ビルの事前調査は難易度が高いことを踏まえて、議論すべき。【7/31WG】
- 特定調査者と一般調査者は、調査できる建物を差別化するべき。【7/31WG】
- 現在、建材など石綿に関して知識を有する人がどのくらいいて、それに対し何人の養成が必要なのかを踏まえて議論する必要。【7/31WG】

2 論点

石綿障害予防規則に基づく建築物の解体・改修作業の事前調査を行う者について、次の事項を検討してはどうか。

【ビル等の建築物】

- ア ビル等の建築物については、最低限、建築物石綿含有建材調査者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者が調査することとしてはどうか。
- イ 「ビル等の建築物」については、例えば、木造以外の建築物としてはどうか。他に追加すべきもの、除外すべきものはあるか。
- ウ ビル等の建築物のうち、特に調査が難しいものがあるか。特に調査が難しいものがある場合、どのような者が調査することが望まれるか。

【木造の戸建て住宅等の建築物】

- エ 上記以外の建築物（木造の戸建て住宅等）については、最低限、どのような者が調査を行うべきか。